

一般社団法人小規模ケア研究会

定 款

平成25年 7月18日 作成
平成25年 7月19日 公証人認証
平成25年 7月22日 会社設立

一般社団法人小規模ケア研究会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人小規模ケア研究会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を三重県津市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、介護サービスを提供する小規模事業所が相互に連携を密にして、スムーズな情報伝達及び経験の交流、研修、研究を通して小規模ケアサービスの資質の向上と利用者の生活環境の充実に努め、高齢者並びにその家族を支援し、地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 小規模介護事業所のサービス向上のための研修
- 2 研修への講師派遣
- 3 小規模介護事業所を充実させるための会員相互の交流
- 4 関係機関との連携及び調整
- 5 情報収集と会員への発信・啓発
- 6 その他前各号に掲げる事業に附帯又は関連する事業

第3章 社員及び会員

(法人の構成員)

第5条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員及び個人会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

- 一 正会員 三重県内の小規模介護事業所を運営する施設・団体、小規模介護事業所の設立を予定している施設・団体及びそれらの施設・団体に所属する個人
- 二 個人会員 前号の規定に該当しない小規模介護事業所を運営する施設・団体に所属する個人又は介護福祉・医療関連の有識者
- 三 賛助会員 この法人の目的に賛同する団体及び個人

(入会)

第6条 会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により入会手続きを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に当てるため、会員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該会員を除名することができる。ただし、当該会員に対して事前に通知するとともに、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款その他の規則に違反したとき
- 二 この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- 三 その他除名すべき正当な事由があるとき

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 第7条の支払義務を半年以上履行しなかったとき
- 二 総会員が同意したとき
- 三 当該会員が死亡し、又は解散したとき
- 四 当該会員が第5条の条件を満たさなくなったとき

第4章 社員総会

(構成)

第11条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 社員総会は、次の事項について決議する。

- 一 会員の除名
- 二 理事及び監事の選任又は解任
- 三 理事及び監事の報酬等の額
- 四 計算書類等の承認
- 五 定款の変更
- 六 解散及び残余財産の処分
- 七 その他社員総会で決議するものとして、法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第13条 社員総会は、定時社員総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に臨時社員総会を開催する。

(招集)

第14条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(社員による招集の請求)

第15条 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し、社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求することができる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(議決権)

第17条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第18条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 社員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款の変更
- 四 解散
- 五 その他法令で定められた事項

(議事録)

第19条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員の設定)

第20条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 3名以上10名以内
- 二 監事 2名以内

2 理事のうち1名を代表理事とする。

3 理事のうち2名以内の者を書記、及び同じく2名以内の者を会計とすることができる。

(役員を選任)

第21条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にあ

る者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第22条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

(監事の職務及び権限)

第23条 監事は、理事の職務の遂行を監査し、法令に定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第24条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第20条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第25条 理事又は監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第26条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、社員総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、社員総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

第6章 理事会

(構成)

第27条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第28条 理事会は、次の職務を行う。

- 一 この法人の業務執行の決定
- 二 理事の職務の執行の監督
- 三 代表理事の選定及び解職

(招集)

第29条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第32条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の決議を経て社員総会に報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第34条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 貸借対照表
- 三 損益計算書（正味財産増減計算書）

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第35条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会において、総社員の半数以上の社員が出席し、出席した当該社員の議決権の3分の2以上の決議を経なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 36 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 37 条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 38 条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 39 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の議決を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 40 条 この法人の公告は、官報に掲載してする。

第 10 章 事務局

(事務局の設置)

第 41 条 この法人は、事務を処理するために、事務局を置くことができる。

第 11 章 補 則

(委任)

第 42 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第 12 章 附 則

(最初の事業年度)

第 43 条 この法人の最初の事業年度は、第 32 条の規定にかかわらず、当法人設立の日から平成 26 年 3 月末日までとする。

(設立時役員)

第 44 条 この法人の設立時役員は、次のとおりである。

設立時理事 西口和代

設立時理事 森田あき子

設立時理事 三吉由美子

設立時理事 松見正行
設立時理事 浜地重成
設立時代表理事 中道和久
設立時監事 中祐一郎

(設立時社員)

第45条 この法人の設立時社員の氏名又は名称及び住所は、次のとおりである。

三重県津市観音寺町403番地7
設立時社員 中道和久
三重県津市柳山津興382番地の4
設立時社員 有限会社介護センター田中
三重県津市海岸町14番20号
設立時社員 特定非営利活動法人シルバーサービス憩いの汀
三重県津市垂水887番地14
設立時社員 特定非営利活動法人つつじ
三重県津市寿町11番28号
設立時社員 有限会社コーケン
三重県津市殿村1553番地
設立時社員 地域ケア企業組合

(法令の準拠)

第46条 この定款に規定のない事項は、すべて一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令に従う。

以上、一般社団法人小規模ケア研究会を設立するため、設立時社員中道和久、有限会社介護センター田中、特定非営利活動法人シルバーサービス憩いの汀、特定非営利活動法人つつじ、有限会社コーケン、地域ケア企業組合を代理して行政書士鈴木浩一がこの定款を作成し、記名押印する。

平成25年7月18日

一般社団法人小規模ケア研究会

設立時社員 中道和久
設立時社員 有限会社介護センター田中
設立時社員 特定非営利活動法人シルバーサービス憩いの汀
設立時社員 特定非営利活動法人つつじ
設立時社員 有限会社コーケン
設立時社員 地域ケア企業組合

上記代理人 行政書士 鈴木 浩一